

大船渡市例規データベース維持更新等業務企画提案仕様書

1 業務名

大船渡市例規データベース維持更新等業務

2 履行期間

構築業務：契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

利用期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 基本仕様

庁内のパソコン端末から、L G W A N接続により閲覧し、及び操作することが可能なシステムとする。

データベースの構築は、大船渡市からデータで提供する大船渡市例規集を対象とする。

4 導入システム

データ・センター（以下「D C」という。）にて管理するサーバ機上で、随時内容更新可能な例規検索機能を有するシステム、例規との連動可能な機能を有する法令検索システム及び関連するデータベースシステムを運用する。

【導入システム名】

- (1) 例規検索機能を有するシステム
- (2) 例規立案・審査機能を有するシステム
- (3) 例規との連動可能な機能を有する法令検索システム
- (4) 法令との連動可能な機能を有する判例検索システム
- (5) 法令の改廃状況や例規整備に関する情報提供機能を有するシステム
- (6) 法令の運用等に関する情報提供機能を有するシステム

5 システム動作環境

(1) システム運用サーバ機

ア サーバを用意の上、サーバをD C方式にて運用し、庁内でのサーバ管理は一切不要とするとともに、L G W A N環境におけるI P又はI D認証等により庁外とのアクセスを制限する機能を有すること。

イ D C方式にて管理するサーバ機については、システム運用に支障がない十分なスペックと構成を有すること。

ウ サーバ等を設置する施設は、物理的な堅ろう性とセキュリティを備えたサーバールームと広帯域なバックボーン回線を備え、火災や地震などの耐障害性に優れ、二重化電源設備が施された施設とすること。

エ サーバルームは、24時間365日体制で監視が行われ、入退室を厳しくチェックする体制が構築されていること。

オ ファイアウォール機能及びウイルスチェック機能にて、サーバ機の安全性を確保するとともに、システムに必要な最新パッチ情報を適用する体制が構築されていること。

カ データバックアップを日々実施し、万が一障害が発生した場合においても即座にデータ復旧可能な体制が構築されていること。

(2) クライアントPC

ア OS Windows10/11

イ ブラウザ Microsoft Edge(Chromium)、Google Chrome

6 各システムの概要

(1) 例規検索機能を有するシステム

下記に示すシステム機能を利用することにより、例規の検索を可能とするとともに、例規施行日ごとの履歴管理、例規単位での更新を実現するシステムであること。

【主要検索機能】

- ア 目次検索
- イ 五十音索引検索
- ウ 用語検索
- エ 引用検索
- オ 制定・沿革検索

【基本機能】

ア 検索機能

(ア) システムに搭載する検索エンジンプログラムについては、信頼性・安定稼動が保障され、十分な実績を持つプログラムを利用すること。

イ 一覧表示機能

(ア) 用語検索結果は、題名及び検索時に指定した用語ヒット一覧を同時に表示できること。

(イ) 例規更新状態、最終改正公布日、所管部署情報を例規名とともに表示できること。

ウ 全文（条文）表示機能等

(ア) 表示されている例規の構造を内容目次として表示できること。

(イ) 本則は、条項までの階層化がされ、条には、条見出しを付加して表示できること。

(ウ) 公布日単位での例規改正情報を選択し、閲覧できること。

(エ) 条単位での改正履歴が閲覧できること。

(オ) 改正附則には、それぞれの発令を付加して表示できること。

(カ) 別表及び様式には、それぞれ別表番号及び様式番号が階層化して表示できること。

(キ) 表示されている目次にリンク設定を行い、指定した箇所にジャンプできること。

(ク) ダウンロード箇所、新旧対照表箇所の指定ができること。

(ケ) 様式については、リッチテキスト形式のデータとリンクができること。

(コ) 用語検索の結果、ヒットした文字列はそれぞれ別色で表示できること。

(サ) 条文中で引用している他の例規（「条例」のように略称で表記されている箇所を含む。）については、リンク設定がされており、クリックすると該当する例規を参照できること。

エ ダウンロード機能

(ア) 内容目次で指定した条項をリッチテキスト形式データとしてクライアントパソコン等に保存できること。

(イ) 内容目次で指定した条項をリッチテキスト形式データとして、指定する新旧対照表の体裁でクライアントパソコン等に保存できること。

オ メモ機能

(ア) ログインIDごとに任意のメモ情報を付記できること。

(イ) 付記したメモ情報については、キーワード検索ができること。

カ 履歴管理機能

(ア) 改正履歴管理機能 例規施行日ごとに例規情報を管理するとともに、指定した時点ごとの閲覧・検索が可能であること。

(イ) 廃止例規管理機能 廃止された例規を廃止根拠とともに蓄積し、一覧から該当の例規内容を参照できること。

キ 更新管理機能

(ア) 収録件数及び題名単位による更新履歴情報の閲覧、一覧表形式でのファイル出力ができること。

ク セキュリティ機能

(ア) システムは、IP認証又はログインIDとパスワード等によるセキュリティ機能等を有すること。

(イ) 管理者権限設定により、各種設定を変更する機能を有すること。

ケ その他拡張機能

コ 例規原議管理機能

(ア) 既に作成されている例規原議のワープロファイル（制定・改廃趣旨、制定・改正文、新旧対照表）をサーバ上に登録し、一元管理できること。

(イ) 登録された原議情報については、キーワード検索ができること。

サ 法令情報データベース等への拡張機能

(ア) 法令情報データベース・判例情報データベースへの拡張 例規と法令、法令と判例の3つのデータベース連携が機能拡張により対応可能なこと。

(イ) 官報の公布にあわせた法令の制定・改廃に対応し、条文検討箇所をシステム上で網羅的に特定・検索することができるシステムとの連携が可能であること。

(2) 例規立案・審査機能を有するシステム

下記に示すシステム機能等により、例規改廃業務支援を可能とするシステムであること。

【基本機能】

ア 従来の内容更新回数にとらわれず例規の改廃が発生した時点での更新作業（随時更新）も可能なシステムであること。

イ システム動作環境で示すWEBブラウザのみで、立案・審査に関する機能操作を実現できること。

ウ 例規の立案・審査進行状況について、システムを通じて確認できること。

エ 現行条文に修正を加え、改正後条文が把握できる新旧対照表の自動生成が可能であること。

オ 作成した改正後条文から、改め文の自動生成が可能であること。

カ 生成された改め文に公布文等を付加した状態での、ファイル出力が可能であること。

キ 法令構造チェックや用語等が適正に使われているかの審査機能を有すること。

ク 法制面で必要と思われる審査機能を有していること。

ケ システム運用面で必要と思われるバージョンアップについては、常に意識し実現していくこと。

コ 構築した「例規データ」部分の著作権は、大船渡市に帰属するものとする。

【主要機能】

ア 新規制定、一部改正、全部改正及び廃止の改正手続を支援する機能を有すること。

イ 改正後条文の起案が完成したところで、その条文の形式的な整合性を条文構造、用字用語、改正例規内引用関係等の観点から審査する機能を有し、他の例規との引用関係についても調査できる機能を有すること。

ウ 改正後条文の審査が終了した時点で、大船渡市の要望に可能な限り対応した新旧対照表形式にて、出力できる機能を有すること。

エ 起案段階での新旧対照表が完成した時点で、改め文を自動生成し、自動生成後も修正・印刷・保存ができる機能を有すること。

オ 自動生成した改め文を公布文形式で出力する機能を有すること。

カ とけ込み処理前（公布処理前）までは、作業の取消し、修正、追加等が行える機能を有すること。

キ 最新の法令・辞書機能等を利用した審査機能を有すること。

ク 引用例規・引用法令のリンクが自動的に生成できる機能を有すること。

ケ システムは、IP認証又はログインIDとパスワード等によるセキュリティ機

能等を有すること。

(3) 例規との連動可能な機能を有する法令検索システム

下記に示す機能を利用することにより、法令検索を可能とするとともに、例規検索機能を有するシステムとの条項単位でのリンクを実現するシステムであること。

【基本機能】

ア 日本国内の全法令のほか、主要な告示を掲載したものであること。

イ 通知・通達、行政実例、処理基準等を収録していること。

ウ 例規と条項単位での完全リンクが可能であること。

エ 例規検索機能を有するシステムと同様のインターフェースにて違和感なく操作できること。

オ システム内容更新は年間12回（毎月更新）以上とすること。

カ 目次検索機能を有すること。

キ 五十音索引検索機能を有すること。

ク 用語検索機能を有すること。

ケ 制定・沿革検索機能を有すること。

コ 施行日単位で条文を確認できる機能を有すること。

(4) 法令との連動可能な機能を有する判例検索システム

下記に示す機能を利用することにより、判例検索を可能とするとともに、法令との条項単位でのリンクを実現するシステムであること。

【基本機能】

ア 法令とのリンクが可能であること。

イ 例規との連動可能な機能を有する法令検索システムと同様のインターフェースにて違和感なく操作できること。

ウ システム内容更新は年間12回（毎月更新）以上とすること。

エ 用語検索機能を有すること。

オ 裁判年月日検索機能を有すること。

カ 裁判所、事件番号、裁判官、出典検索機能を有すること。

キ 審決検索機能を有すること。

ク 主要判例について「判例タイムズ」の解説を掲載すること。

ケ 体系化された目次から検索する機能を有すること。

(5) 法令の改廃状況や例規整備に関する情報提供機能を有するシステム

官報の公布にあわせた法令の制定・改廃に対応し、例規条文検討箇所をシステム上で網羅的に特定・検索することが随時可能であるシステムであること。

ア 全ての引用法令の改廃情報については、施行日単位で新旧対照表形式にて確認できること。

イ 例規の目次体系から、法令の改廃に影響する例規を特定できること。

ウ 例規所管課ごとに法令の改廃に影響する例規を特定できること。

エ 特定した例規のリンク参照が可能なこと。

オ 法律の制定・改正状況や例規整備全般に係る情報を随時提供できること。

カ メールでの法律改正情報、例規整備情報の提供が可能なこと（毎月1～2回程度を想定）。

キ 週単位での主要法令改正情報のメール配信が可能なこと。

(6) 法令の運用等に関する情報提供機能を有するシステム

地方自治法、地方公務員法、地方財政法、地方税法、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、情報公開・個人情報保護関係法令、契約関係法令について、その理解・運用に対して解説情報を提供できるシステムであること。

7 システムの導入・保守

(1) システムの導入

ア システム導入については、発注者の業務に支障がない導入計画を策定すること。

イ ソフトウェア等のインストールについては、発注者の業務に支障が出ないインストール計画を策定すること。

(2) システムの保守

ア システム導入後においては、常にシステムが正常な状態で動作する環境を保持し、システムに関する問合せ等に対し、迅速かつ適切に対応ができるサポートデスク等を設置すること。

イ 業務全般に対する質問に対し、電話、FAX又はメールにて対応できること。

ウ FAX又はメールによる照会受付は随時行い、電話による照会受付は平日の午前9時から午後5時30分まで行うこと。また、障害の発生等緊急を要する場合は、この受付時間以外でも対応すること。

エ システムの基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。

(3) 研修体制等

ア システム導入時には、職員を対象にした操作研修会を計画的に実施すること。

イ システムに関する操作説明書を納品すること。

8 例規データベース等の維持更新

(1) 例規データベースの更新

例規データベースの更新は、原則として毎月の更新とする。ただし、必要に応じて更新の回数を変更することができるものとする。

なお、年間の改正件数は、約90件程度とする。

(2) ホームページ公開用例規データの提供

例規データベースの更新により更新された例規データについては、更新の都度、ホームページ公開用データとして、目次及び五十音索引付きのHTMLデータで提供すること。